

埼玉県庁舎広告掲出事業契約書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、埼玉県庁本庁舎（以下「本庁舎」という。）への広告掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、「埼玉県庁舎広告掲出事業仕様書」、「埼玉県庁舎広告掲出要綱」及び「埼玉県庁舎広告掲出基準」に基づき、本庁舎に広告を掲出し、甲に対し、その対価を支払うものとする。

（広告掲出箇所、契約期間及び契約金額等）

第2条 広告掲出箇所、規格、数量、契約期間及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 広告掲出箇所、規格及び数量

別紙「広告掲出箇所一覧」のとおり

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 契約金額

ア 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

〈内訳〉 令和7年度分 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

令和8年度分 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

令和9年度分 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

※ 上記金額には、行政財産使用許可の使用料を含むものとする。

※ 甲は、毎年度、行政財産使用許可の使用料を決定し、乙に通知するとともに、使用料と広告料に分けて請求する。

※ 乙は、広告の掲出に当たり県庁舎の電力を使用する場合は、甲が算出する電気料金相当額を上記金額に加えて毎年度甲に支払うものとする。

(4) 契約保証金

乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇円を甲の指定する手段により、甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（県財務規則第81条第2項各号に該当する場合は免除）

（契約金の納付方法）

第3条 乙は、毎年度の契約金について、甲が指定する納付期限までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未払額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

（損害賠償）

第4条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第5条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の契約金額（この契約締結後、

契約金額の変更があった場合には、変更後の金額)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約の義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(甲の催告によらない契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に違反して権利、義務を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生じる利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第9条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（契約の費用）

第10条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持等）

第11条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和6年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 大野元裕

乙

(別紙)

広告掲出箇所一覧

庁舎名	掲出箇所	規格	数量
本庁舎	例) 南玄関エントランス (1階)	A1判ポスター	2
	例) 県民案内室	55インチモニター	1
第2庁舎			